



# News Letter

茨城県医療勤務環境改善支援センター  
(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地  
TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116  
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/  
E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

## 労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）  
飯塚俊哉

### 医療現場におけるパワハラリスクと対応 ～医療現場で起こり得るパワハラ～

パワハラ（＝パワー・ハラスメント）とは、「職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」（平成24年1月 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキンググループ報告 より 傍線は引用者）と定義づけられています。

それゆえ、業務上必要な教育や指導を、相当性を欠くとは言えない範囲内（表現、回数、態様等）で行うものは、相手がどう受け止めるかに関わらず、パワハラには該当しません。

しかし近年、業務以外のことは言っていないのに、「言い方が高圧的、攻撃的、感情的であったために部下が傷ついたり病気になったりしている」という理由で、裁判においてパワハラと認定されるケースが散見されます。これらのケースは、いずれも教育・指導「言い方（＝態様）」が、相当性を欠くとは言えない範囲を逸脱しているとしてパワハラ認定されたものであり、教育・指導自体がパワハラ認定されたのではない、という点に注意が必要です。

つまり医療現場においても、医師が後輩や看護師ら医療チームのスタッフを教育・指導したり、指示を出したりしているだけのつもりが、様々な事情（熱心さが高じてしまったりとか…）でつつい高圧的、攻撃的、感情的になると、パワハラの加害者になってしまう、という事態もありえるのです。

今回は、パワハラ加害者にならないための考え方や気を付ける点について、ご説明します。

いつかはお役に立ちます

## 労務管理実務Q & A

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）  
名雪雅美

### Q. 退職後の健康保険についてどのような手続きが必要ですか？

A. 退職後の健康保険は、①任意継続被保険者として加入、②国民健康保険に加入、③被扶養者として健康保険に加入する、いずれかの手続きが必要です。

- ① 退職前に加入していた健康保険に任意継続被保険者として加入する。  
資格喪失日の前日までに「継続して2ヶ月以上の被保険者期間」があること。  
そして、「20日以内」に申請することが必要になります。なお、加入期間の最長は2年間となります。
- ② 国民健康保険に加入する。  
市区町村の国民健康保険に加入する場合、原則として退職日の翌日から14日以内に、退職日の確認ができる雇用保険離職票や健康保険の資格喪失証明書等を窓口へ提出し確認を受け、手続きを行います。
- ③ 親族の被扶養者として健康保険に加入する。  
家族に生計を維持されて60歳未満で扶養される場合、将来に向かっての年収が130万円未満（対象者が60歳以上または一定の要件に該当する障害のある方は180万円未満）であることが大前提です。さらに同居の場合、被保険者の年収の半分未満であることが必要で、別居の場合は被保険者からの仕送り額より少ないことが要件となります。

国民保険と任意継続の保険料、どちらが安くなるかは、その人の状況によって変わってきますが、市区町村の健康保険窓口にお問い合わせると、本人確認ができれば具体的な保険料額を教えてもらうことができます。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。